

# 平成12年都区制度改革

## 都区の法的位置づけの確立

特別区＝都の内部的団体  
からの脱却！



都：広域の地方公共団体  
区：基礎的な地方公共団体

## 財政自主権の強化

都から区への税源移譲  
(ゴルフ場利用税交付金、入湯税等)

& 財調  
法律による  
財源保障

- ・財源配分割合の見直し  
(区：44%→52%)
- ・総額補てん、納付金制度  
の廃止 等

## 都区の役割分担見直し

都区の役割分担、  
行政責任の明確化！！



都が行う市町村事務は限定！  
住民に身近な事務は23区へ  
⇒清掃事業 など

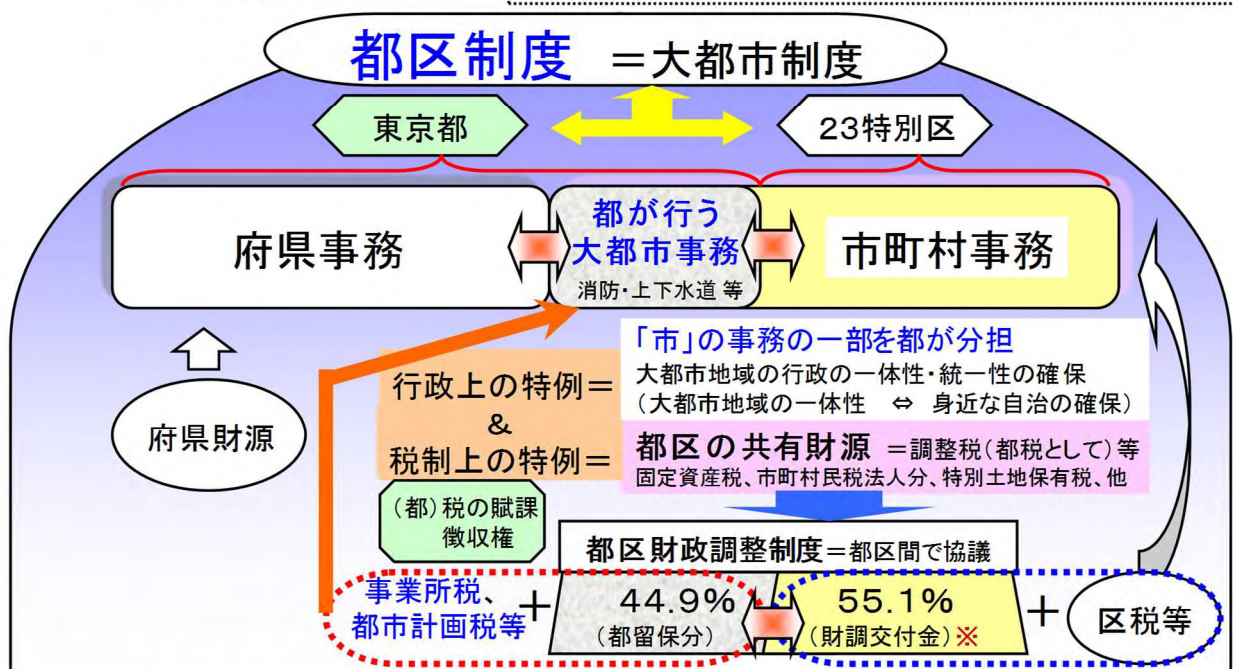
## 都区制度の概要

大都市地域に複数の  
基礎自治体が併存

平成12年都区制度改革で法定

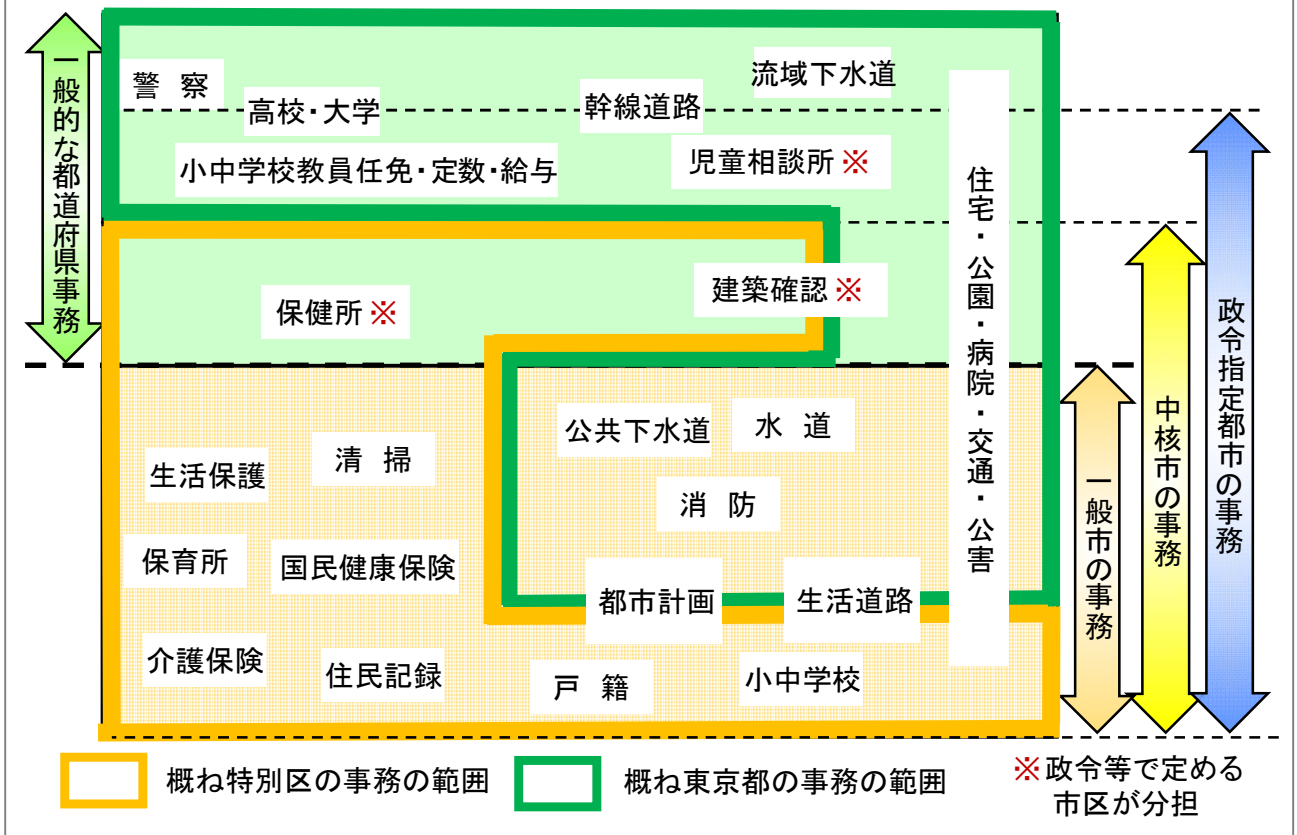
- 政令指定都市制度では対応できない大都市地域に適用
- 大都市地域における身近な自治と行政の一体性を共に確保
  - ・複数の基礎自治体と広域自治体の特別な役割分担で対応
  - ・大都市制度としての特例（事務分担、税配分、財調制度）
- 役割分担、財源配分は、法定の原則の下に、都区協議で調整

## 都区制度 = 大都市制度



※ 地方交付税は都区合算で算定 ※ 財調交付金(特別区間財源調整) = 基準財政需要額 - 基準財政収入額  
 ※ 事務処理特例(府県事務の移譲)、都市計画交付金(都市計画事業に対する都から区への交付金)の表記は省略

## 都道府県と区・市の分担関係（イメージ）



（参考）通常市が処理する事務で都が実施又は特別区の連携で対応している例

### 都が処理しているものの例

上水道・公共下水道の設置管理、消防事務、一定規模以上の都市計画決定

### 特別区が共同で又は連携して処理しているものの例

- ・清掃事業の中間処理（一部事務組合：平成12年度清掃事業移管時から）  
 ⇒ 21 清掃工場他 各区の収集運搬事業と連携、最終処分場共有（都が管理）
- ・生活保護施設の設置・管理（一部事務組合：昭和40年度福祉関係事務移管後から）  
 ⇒ 更生施設8所、宿所提供施設5所、宿泊所8所、路上生活者関係施設5所
- ・国民健康保険料の自主調整（平成11年度以前は都が調整）  
 ⇒ 基礎的な行政サービスである国民健康保険制度の性格を踏まえて、23区間の協議により自主的に保険料を調整（同じ所得、世帯構成であれば同額）

## 指定都市等の事務と特別区の手務の比較

指定都市・中核市・特別市が処理する主な手務と、そのうち特別区が実施しているもの（ 網掛けした部分）を以下に示した。

- <注> ・「※1」は、法令に基づき特別区が実施している手務。  
 ・「※2」は、条例による手務処理特例制度に基づき特別区が実施している手務（「県費負担教職員の研修」は一部実施）。  
 ・「※3」は、政令で定める市・特別区が処理する手務。

### 指定都市の区域においても都道府県が処理する主な手務 （令和3年10月1日現在）

- |                                       |                               |
|---------------------------------------|-------------------------------|
| (教育)<br>・私立幼稚園・専修学校・各種学校に関する認可、指導等 ※2 | (治安・安全・防災)<br>・警察(犯罪捜査、運転免許等) |
|---------------------------------------|-------------------------------|

### 指定都市が処理する主な手務

- |  |  |
|--|--|
| (保健衛生)<br>・精神障害者の入院措置<br>・動物取扱業の登録   | (福祉)<br>・児童相談所の設置 ※3                                   |
| (教育)<br>・県費負担教職員の任免、給与の決定、定数の決定、給与等の負担、小中学校学校級編成基準の決定<br>(まちづくり)<br>・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(一つの指定都市の区域内の都市計画区域に係るもの)<br>・都道府県道、産廃施設、流通業務団地等に関する都市計画決定<br>・市街地再開発事業に関する都市計画決定<br>・市内の指定区間外の国道の管理 | (環境)<br>・建築物用地下水の採取の許可<br>・区域区分に関する都市計画決定<br>・市内の県道の管理 |

### 中核市が処理する主な手務

- |   |  |
|---|--|
| (保健衛生)<br>・保健所の設置 ※1<br>・飲食店営業等の許可 ※1<br>・浄化槽設置等の届出 ※1<br>・温泉の供用許可 ※1<br>・高度管理医療機器(コンタクトレンズ等)販売業等の許可 ※1 | (教育)<br>・県費負担教職員の研修 ※2<br>(環境)<br>・ばい煙発生施設の設置の届出<br>・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可<br>(まちづくり)<br>・屋外広告物の条例による設置制限<br>・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 |
| (福祉)<br>・身体障害者手帳の交付<br>・母子・寡婦福祉資金の貸付け ※2<br>・保育所、特別養護老人ホーム、生活保護施設の設置認可・監督<br>・介護サービス事業者の指定              | ・民生委員の定数決定、指導訓練等   |

### 施行時特別市が処理する主な手務

- |   |                          |
|---|--------------------------|
| (まちづくり)<br>・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 ※2<br>・土地区画整理組合の設立の認可 ※2<br>・宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可 ※2 | (その他)<br>・計量法に基づく勧告、定期検査 |
|---|--------------------------|

### (参考) 市町村が処理する手務のうち都が一体的に処理する手務

- |   |                        |
|---|------------------------|
| (まちづくり)<br>・上下水道の整備・管理運営<br>・都市計画決定(上下水道、用途地域等関係) | (治安・安全・防災)<br>・消防・救急活動 |
|---|------------------------|

TOKYO

23

# 区政会館だより



## 特集 都区制度改革

特別区人事・厚生事務組合  
特別区競馬組合  
東京二十三区清掃一部事務組合  
財団法人 特別区協議会

No. **121**  
平成12年4月

●巻頭エッセイ●



千葉大学法経学部教授  
特別区政懇談会委員

大森 彌

「新生」  
特別区に寄せて

平成十二年四月一日施行の改正地方自治法は、特別区にとって、特別に意義を持つてゐる。いわゆる地方分権一括法の一環として改正された部分と、既に平成十年五月八日に公布されていた特別区に関する部分を同時に含んでいるからである。後者は、戦後数次にわたる都区制度改革の集大成の感があり、二十三の特別区が長年求め続けてきた自治権拡充の運動にとっては「悲願」の達成であったといえよう。これによって、特別区は「基礎的自治体」としての地位を法律上獲得し、新たな自治運営の時代に入ることになったからである。いうまでもなく特別区制度の改革は、特別区のあり方にとどまらず都制自体に大きな変更をもたらすものである。改正自治法では、



千鳥ヶ淵(千代田区)  
都内の桜の名所の中でも、特に人気の高いスポットです。  
水と緑が調和した美しい染井吉野の並木道や対岸の土手の桜は圧巻です。

CONTENTS

特集 都区制度改革

- 「新生」特別区に寄せて……………2
- 21世紀の区政に期待を込めて……………4
- 新しいステージにたった特別区……………5
- 平成12年4月、「特別区新時代」スタート……………6
- 区民に身近な事務事業が特別区へ移管されました ……7
- 清掃事業が特別区に移管されました!……………8
- 財政自主権の拡充……………10
- 東京二十三区清掃一部事務組合の設立及び東京二十三区清掃協議会の設置 ……12
- 東京二十三区清掃一部事務組合 東京二十三区清掃協議会平成12年度予算決まる ……14
- 平成12年4月1日 組合教育委員会が発足……………16
- 小中学校の労働基準監督事務が特別区人事委員会へ……………17
- 清掃一部事務組合の公平委員会の事務、特別区人事委員会で受託……………17
- 特別区人事委員会委員に天野氏就任 ……17
- 会議のお知らせ ……18
- 特別区人事・厚生事務組合・特別区協議会の組織変更 ……18
- ホームレスの自立支援方策について(資料紹介)……………19
- 係長Ⅱ部研修有終の美を飾る/キュービックスコープ……………20
- 社会福祉事業団 23区共同経営の厚生関連施設30年の記録を刊行……………21
- コップの中の嵐(訴訟事件事例紹介114) ……22
- 春4月! '00トゥインクルレース開幕 ……23

◆編集◆

- 特別区人事・厚生事務組合 総務部企画財政課  
TEL (5210) 9917 ホームページ <http://www.tokyo23city.or.jp/>
- 特別区競馬組合経営管理部  
TEL (3763) 3949
- 東京二十三区清掃一部事務組合企画広報室  
TEL (5361) 3616 ホームページ <http://tokyo23.seisou.or.jp/>
- 財団法人特別区協議会総務部企画財政課  
TEL (5210) 9917 ホームページ <http://www.tokyo23city.or.jp/>

都と特別区は、次のように役割を再分担することになった。すなわち、まず、「特別区は、基礎的な地方公共団体として、・・・特別区に存する区域を通じて都が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に、・・・市町村が処理するものとされている事務を処理する」とされ、「都は、特別区に存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体として、・・・都道府県が処理するものとされている事務及び特別区に関する連絡調整に関する事務のほか、・・・市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理する」とされている。

この規定の意味を一言で言えば、特別区と都は、特別区に存する区域（大都市区域）において、「基礎と広域」という新たな自治体としての役割を分担すること、いわば東京メトロポリスにおいて二層制を実現しようということである。これは、昭和四十九年改正以後も、特別区を「都の区」として内部団体的に扱ってきたあり方を基本的に転換するものである。都は従来のような基礎的自治体としての性格を払拭し、広域自治体へ脱皮する。特別区は、この大都市地域の基礎的自治体として明確に位置づけられる。

この場合、他の府県・市町村関係とは異なつて、「都が一体的に処理する」事務（上下水道、消防など）が留保されていることをどう理解するかが問題になろう。こうした事務が都の事務として残ったことは、従来のように都が基礎的自治体だからではなく、この大都市地域の特別の経緯と事情から、この地域における広域自治体の事務として扱われることになったと考えられるべきである。

今回の改革は、昭和五十六年の「特別区市」構想（故辻清明会長を中心とした特別区政調査会の答申）が、都を動かし（五十九年の都区制度調査会答申）、ついに国を動かした（平成二年の第二十二次地方制度調査会答申）という、わが国で初めて成功した「東京地方発」の改革であった。この間に費やされた膨大な運動のエネルギーと関係者の努力を顧みれば、ささやかながらこの改革に関わってきた一人としても感慨深い。自分たちの自治権の拡充のため、これほどの運動を展開した地域は他にないからである。法律改正に際し、特別区を「基礎的の地方公共団体」として法定することに少なからず反対もあったという。しかし、結局、都が画一的に律するよりも、大都市を構成する各区が自ら律する仕組みにするほうが住民のためになるという判断が優越したといつてよい。

基礎的自治体として新生の第一歩を踏み出す特別区は、おそらく従来以上に、それぞれの地域の特性や民意の動向に根ざして个性的な区政を展開していくだろうし、また、そうしてこそ、このたびの改革の効果も出てくるといえよう。それと同時に、住民に最も身近な「政府」である特別区の自己責任も重くなる。各区の政策課題の解決にはそれぞれの意欲と知恵と能力が問われるが、その中には、新たな都や他区との「対等・協力」も含まれている。新たな都区関係を築いていくためには、単に制度上だけでなく、意識の面でも、従来の上下関係を克服し、必要に応じ積極的な協力が必要になる。特に、都の関係者は、長い間、特別区を都の内部団体的に考え、扱ってきただけに、意識改革が不可欠である。このことは、都区間では二重の意味で重要である。都区間に固有の関係を清算していくと同時に、全国的な分権改革に伴う従来の「上下

主従」の関係を「対等・協力」の関係に転換させていかなければならないからである。

同様なことは特別区間についてもいえる。個々の区が地域の実情に即した「独自性」を発揮することは大切であるが、同時にそれと同じほどのエネルギーで他区との連携・協調・調節を図っていくことが必要になる。それは、このたび特別区の事務権限として実施されることになったゴミの収集・運搬・中間処理・終末処理一つとつてみても明らかである。各区の自助努力、一部事務組合での処理、都への委託といった新たな協力関係が不可欠となっている。

大都市区域における基礎的自治体は、この区域全体を構成する自治体として自立と連帯の新たなバランスをとっていくことを求められている。そして、その行方に展望が開かれるならば、大都市東京の自治に新たな可能性が生まれてくることになる。都という調整者がいなくなり、対等者である特別区同士で調整を行っていくことには従来とは異質の忍耐と工夫が不可欠である。それが基礎的自治体になったことの責任でもある。ひょっとして、この点こそ「新生」特別区の最大の試練になるかもしれない。

半世紀の間、いわば都の「庇護」の中で、全国の他の市町村と比べて、どちらかといえば財政的に恵まれ安楽な行政運営になれてきた特別区は、このたびの都区財政調整制度の改革によって、これまで以上の責任の重い厳しい区政運営を問われることになる。財政自主権の強化は同時に財政自己責任の拡充でもある。既に全国の自治体では、情報公開・政策評価・説明責任が自治運営の基本となり始めている。特別区は、より一層厳しくこれまでの行財政を見直し、他の自治体と地方財政危機を共有しなければならぬだろう。



## 21世紀の区政に 期待を込めて

特別区長会会長

西野 善雄 (大田区長)

二〇〇〇年四月一日、長年の悲願であった都区制度改革が実現し、特別区は、「基礎的な地方公共団体」として新しい時代の幕を開けました。

特別区は、昭和二十二年の地方自治法制定後、区民、議会とともに、その自治権拡充運動を進め、区長公選・廃止・復活など、数々の改革を経て、昭和五十年以降は、市の事務の大部分を処理し、区民の期待に応えてきました。

このような実績と二十三区挙げての改革への取り組みの結果、特別区は、「基礎的な地方公共団体」として法律に明記されたのです。今回の都区制度改革で、清掃事業、都市計画の決定、小中学校の教科書採択など区民に

身近な事務事業が都から移譲され、特別区は、より地域特性を生かし、区民のニーズを的確に反映した行政運営が求められることになりました。

さらに、都区財政調整制度も、特別区の財政自主権の強化の方向で改正され、財政面においても、自主的な、責任ある運営が求められます。

私たち区政に携わるものは、特別区が区民に対し負う責任が、今まで以上に重くなったことを改めて認識する必要があります。

特別区制度改革の実現と同時に、国と地方自治体との関係を改めることを目指した地方分権の施行、介護保険の実施、情報公開や住民参加を求める大きな声、長引く不況による

厳しい財政状況等々、問題山積みです。

今回の都区制度改革により生まれ変わった特別区に対し、区民は大きな期待を寄せています。まさに、特別区の「基礎的な地方公共団体」としての真価が問われているのです。二十三区職員の皆さんの創意工夫と高い意識を持った活躍を期待しています。

来るべき二十一世紀に向け、子どもから高齢者まで、すべての区民の皆さんが笑顔で行き交い、安心して暮らす二十三区。

皆さん、叡智と努力の汗を出し合って二十三色、それぞれに目指す色を競い、ヨーイドン。スタートをきりましょう。

# MESSAGE

自治制度の大きな転換期のなかで、特別区にとって平成十二年度は記念すべき年です。都区制度改革関連法が四月に施行され、特別区は永年の悲願でありました基礎的自治体となりました。既にこれまでも、特別区は実態としては基礎的な自治体として住民福祉の向上のため、責任を持った行政を行ってきたところですが、この度の制度改革は、都の内部団体とされていた特別区を、法制度の上からも特別区の実態に合わせるとともに、住民に身近な事務をできるだけ住民に近い基礎的な自治体が行い、住民に近いところで住民の要望を反映した行政を行おうとするものです。都区制度の改正については、昭和二十七年の自治法の改正から、歴代の区政関係者が自治権拡充運動に取り組まれてきました。その結果、昭和三十九年には福祉事務所の事務委譲、昭和四十九年には区長公選の復活や人事権の確立、保健所設置市の事務委譲など何回かにわたる制度の改正が行われてきましたが、今回の改革はその集大成ともいえるものです。この度の法改正にあたっては、区民とともに



## 新しいステージに たった特別区

特別区議会議長会会長

大泉 時男 (杉並区議会議長)

区長会、議長会が協力して、自治省及び国会等への度重なる要請活動に取り組んできたところですが、その成果がようやく実施されるにいたりました。各特別区においては、基礎的自治体の責任が十分に果たせるように、住民の声を行政に反映させていかなければなりません。また本年度は、都区制度改革が実施されるほか介護保険制度や地方分権もスタートしたところですが、都の内なる分権でもあった都区制度改革により、特別区はようやく市町村並みの基礎的自治体になると同時に新たな制度の実施や地方分権にも取り組んでいかなければならないことになりました。これからの時代は、地域の個性が重視され、各自治体が地域の活力や暮らしの向上を競い合う自治体間競争の時代になると思います。その意味からも住民の声を代表する区議会の役割と責任はより重要なものとなります。また、一方で特別区が発展してきた歴史的な沿革や八百万人も人口が集中しているという現在の特別区の実態を踏まえると、特別

区間の連携もまた重要な課題です。特別区相互間における「競争」と「連携」をどう調和させ、実現して行くのかが、分権の時代を迎えて、我々に課せられた新たなテーマです。清掃事業は、工場の共同処理なども含み、その試金石ともなるべきものと思います。都との関係では、今後、対等・協力の関係に立つこととなりますが、財政調整問題が依然としてあります。二十三区連携しながら、新たな自治権拡充運動を継続していく必要があるのではないかと思います。住民の生活や価値観は多様化しており、多方面のニーズを調整しつつ住民の合意を形成していくという大変困難な時代を迎えています。特別区議会議長会としては、制度改革の意義を再認識するとともに、自立した自治体となる各区の状況を踏まえ、二十三区共通の課題に対して連携を図り、新しい時代にふさわしい住民福祉の向上のため力を尽くしていく決意を新たにしているところです。



# 特集・都区制度改革 平成12年4月、 「特別区新時代」スタート

## 法改正から実現まで

平成十年五月八日、「地方自治法等の一部を改正する法律」(都区制度改革関連法)が公布され、特別区の半世紀にも及ぶ悲願の実現が現実なものとなり、特別区は、都区制度改革の円滑な実施のため、検討、協議を重ねてきました。

平成十一年十月一日には、「地方自治法施行令等の一部を改正する政令」が公布され、都区制度改革に関する法制度面が確定したことで、より具体的な検討、協議が、精力的に行われました。

特に、清掃事業の移管と、新しい税財政制度の詳細な内容については、ぎりぎりまで都区間で協議が続けられました。

平成十二年三月二十八日、都区協議会が開催され、教育その他の事務事業の移管等を含め、都区制度改革の内容を包括的に記した地方自治法等の一部を改正する法律等の施行による都区制度改革実施大綱(実施大綱)が、都区双方で確認のうえ決定されました。

## 「実施大綱」

「実施大綱」は、今回の改革が都区制度改革関連法の趣旨に基づき実施されることを踏まえ、その適切かつ円滑な実施と改革後の都区の適正な行政運営に資することを目的とし、これまでの検討、協議の結果を、大綱としてまとめたものです。

## 都区制度改革実施大綱(概略)

<p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 都区の位置づけ、役割分担の原則 都は広域の地方公共団体、特別区は基礎的な地方公共団体とし、都区の役割分担の原則は、地方自治法281条の2に定めるとおりとする。</p> <p>第3 特別区に関する特例措置の見直し (1) 地方自治法 ① 区長委任条項の廃止 ② 事務調整条例の廃止 ③ 廃置分合、境界変更の発議権の特別区への移譲 ④ 都区協議会が都区共同の協議機関であることを踏まえ ・委員定数の変更 ・会長互選 ⑤ 特別区の複合的一部事務組合の設置 (2) 国民健康保険法 都条例による特別区相互間の調整措置の廃止 (3) 他の法令の「市」に関する規定の適用関係の見直し ・温泉法 等全5法 (4) 市町村の合併に関する法律の特別区への適用</p> <p>第4 移管等対象事務事業 (1) 基本的な考え方(略) (2) 都から特別区に移管する事務事業 ① 法令改正によるもの ② 条例による事務処理の特例によるもの(※) (3) 役割分担を明確にする事</p>	<p>務事業</p> <p>第5 移管等事務事業の運営方法 (1) 清掃事業関係 ① 運営形態 ・収集・運搬 ・可燃ごみの中間処理 ・不燃・粗大ごみ、し尿の中間処理 ・最終処分場 ・特別区の共同処理の形態 等 (2) 教育事務関係 ① 各区教育委員会への「新」指導主事の設置 ② 幼稚園教育職員的身分取扱いに関する事務の一部の共同処理 (3) 事務処理基準等</p> <p>第6 事務事業移管等に係る人事制度 (1) 清掃事業従事職員 ① 派遣の対象 ② 派遣期間 ③ 派遣先 ④ 派遣期間中の勤務条件 ⑤ 身分切替え 等 (2) 幼稚園教育職員 ① 給与その他の勤務条件 ② 互助組合への加入 ③ 服務 ④ 研修 等</p> <p>第7 財産の取扱い (1) 清掃事業関係(略) (2) その他の事務事業(略)</p> <p>第8 新しい都区税財政制度 改正法等の趣旨に基づき、特別区の財政運営の自主性・自律性を高める。 (1) 固有財源の拡充</p>	<p>(2) 特例措置の見直し ① 法定外普通税に関する都の同意の廃止 ② 特別区たばこ税を区が直接賦課徴収 ③ 地方債の許可権者を都知事に変更 ④ 特別区の起債制限要件の緩和 (3) 都区財政調整制度の改正 ① 特別区財政調整交付金の法定化 ② 調整財源である税の法定化、総額補てん制度及び納付金制度の廃止 ③ 都区間配分 ・調整税の配分割合(5.2%) ・配分割合の変更(中期的安定) ・調整税の減収対策 ④ 区間配分 ・普通交付金の総額調整制度の新設 ・基準財政収入額の標準算定化 ・基準財政需要額の改善合理化 等 ・特別交付金の割合の変更(2%) (4) 都市計画交付金の見直し (5) 引き続き協議すべき課題の確認</p> <p>(※)「条例による事務処理の特例によるもの」としている事務事業は、平成6年の「協議案」で「委任による」と整理されていたものを、地方分権一括法による同制度によることとしたものです。</p>
---	---	---

## 都区制度改革は、新しい時代の幕開け

今回の都区制度改革により、特

実施大綱は、自治体間の確認書であり、それ自体は法的な根拠を持つものではありません。しかし、法令改正及び都区間の協議、合意の内容を、都区協議会の名のもとに、自治体間の約束として確認したもので、今後の都政及び区政にとって大きな意味を持つものです。

特別区は、大都市行政の一体性、統一性に配慮しつつ、「基礎的な地方公共団体」と位置づけられました。このことは、現行の地方自治制度の中で一定の到達点であり、戦後数次にわたり行われてきた改革の集大成であるとされています。折しも、平成十二年四月一日には、地方分権一括法も施行され、地方公共団体は、新たな時代を迎えました。「基礎的な地方公共団体」である特別区は、生活に身近

な、住民ニーズを的確に捉えた行政運営が可能となったのです。同時に、特別区の行政運営は、住民参加、情報公開などを通じて、これまで以上に区民の注目を浴びることとなります。今、特別区は、多くの可能性に満ちたスタートラインに立っています。特別区は、今回の改革をステップとし、新千年紀に相応しい「特別区新時代」を築きあげていくことが期待されているのです。

特集・都区制度改革

# 区民に身近な事務事業が特別区へ移管されました

都区制度改革により、多くの区民に身近な事務事業が特別区へ移管されました。ここでは、清掃事業以外の事務事業について、「実施大綱」に沿って紹介します。

## 教育委員会の事務

都区制度改革関連法により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教法）五十九条が削除されたことで、都の教育委員会に留保されていた事務が移管され、特別区の教育委員会の権限は、市町村教育委員会と同様になりました。

今回、新たに特別区の教育委員会が処理することとなった事務は、次のとおりです。

- ・幼稚園教育職員の任用その他の身分の取扱い
- ・県費負担教職員の身分の取扱い
- ・教科書の取扱い
- ・教育課程の取扱い
- ・教材の取扱い

これらの事務が移管されたことで各区の教育委員会は、区民に密着した教育行政を自主的かつ総合的に展開できることとなりました。

## ◆教育委員会の事務の運営

今回特別区に移管された「幼稚園教育職員の任用その他の身分の取扱い」については、その一部（採用に係る選考、共同で実施する研修など）を、特別区人事・厚生事務組合教育委員会において共同処理することとなりました（詳細については、十六頁参照）。

共同処理事務以外のものはすべて、各区の教育委員会が処理することとなります。

## ◆「新」指導主事

各区の教育委員会の事務範囲が広がったことを受け、指導体制の実を図るため、従来の「充当指導主事」に加え、区固有の「新指導主事」を配置することとなりました。

## ◆幼稚園教育職員の身分取扱い

幼稚園教育職員の身分の取扱いは、次のとおりとなりました。

給与その他の勤務条件は、教育公務員特有の制度については都の制度を引き継ぎ、その他の事項は特別区の一般の職員の基準との整合性に配慮して整備しました。

また、現行の特別区職員の「共通基準」（二十項目）を基本として、教育公務員としての特殊性を加味して、「幼稚園教育職員の共通基準」（十八項目）を設けました。

幼稚園教育職員は、新たに特別区職員互助組合の組合員となることとなりました。

その他、服務の取扱いや研修の方法等が「大綱」に定められました。

## その他の事務事業

都市計画決定権限など、清掃事業、教育事務以外の事務事業については、都区制度改革関連法及び同関連政令並びに都区間の協議を踏まえ、移管等の範囲が定められました。今回の移管は、地方自治法に明記された都区の役割分担の原則に則り行われたものです。

今回、移管された事務は、左表のとおりです。

個々の事務の具体的な運営方法については、都の所管局において作成された「事務処理基準」等をもとに、各区が地域特性を生かし、自主的に運営していくこととなります。

なお、「公営住宅の設置・管理」、「公園、緑地、広場の設置・管理」に係る財産は、当該特別区に無償譲渡することとなります。

## 国民健康保険事業

都区制度改革関連法により国民健康保険法百十八条が削除され、

特別区の国民健康保険事業に係る都の条例による調整措置が廃止されました。

これを受け、各区は、独立した保険者としての事業運営を基本としつつも、従来の経緯や大都市行政の一体性、統一性の要請に配慮し、特別区間の事業水準の均衡を維持しつつ円滑な制度移行を図るため、改革後当面の間、統一保険料方式による調整を行うこととしました。

この統一保険料方式は、保険料率等に係る二十三区共通の基準を区長会で策定したうえで、各区が条例で定める保険料率等をこれに一致させて運用していくものです。

なお、「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」の対象としている範囲は、次のとおりです。

- ・保険給付に関する事項
- ・一部負担金に関する事項
- ・保険料（介護納付金分保険料を含む。）に関する事項
- ・基準保険料率等に基づく財源所要額の算定に関する事項

## 移管等対象事務事業

区分	NO.	事務事業名
法令改正によるもの	1	都市計画決定に関する事務
	2	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十九条の取扱い
	3	教育職員を教育する市町村職員の採用に関する事務
	4	幼稚教育の振興に関する事務
	5	職業訓練に関する事務
	6	職業指導に関する事務
	7	職業指導の振興及び職業訓練に関する法律に基づく事務
	8	下水道の整備等に伴う一般廃棄物の処理等の処理に関する特別措置法に基づく業務
	9	浄化槽法に基づく業務
	10	保健管理に関する特別法及び保健師法に定める特別法に基づく業務
都から特別区に移管するもの	1	病児保育の許可に関する事務
	2	宅地等所有の規制に関する事務
	3	都市計画決定における建築等の規制に関する事務
	4	建設地区における建築等の規制に関する事務
	5	建築物主地区内における建築等の規制に関する事務
	6	都市再開発法における建築等の規制に関する事務
	7	大都市地区における住宅及び住宅地の供給の確保に関する特別措置法における建築等の規制に関する事務
	8	大都市地区における住宅及び住宅地の供給の確保に関する特別措置法における建築等の規制に関する事務
	9	大都市地区における住宅及び住宅地の供給の確保に関する特別措置法における建築等の規制に関する事務
	10	児童福祉に関する事務
	11	身体障害者の福祉に関する事務
	12	知的障害者の福祉に関する事務
	13	母子及び父子の福祉に関する事務
	14	福祉、医療等の規制に関する事務
	15	特定建築物に対する立ち入り検査に関する事務
	16	復興、災害被害復旧
役割分担を明確にする事務事業	1	公共施設施設管理業務
	2	公共住宅の管理、管理
	3	特別雇用の管理、管理
	4	都市計画道路の管理
	5	公園、緑地、広場の設置、管理
	6	市街地開発事業
	7	土地収用管理業務
	8	認定制度の管理
	9	公有土地水産物の維持管理
	10	同和地区健康増進事業等

※特別区に移管される事務事業ではないが、「実施大綱」に盛り込まれているものを示した。

# 特集・都区制度改革 清掃事業が特別区に移管 されました！

区民の身近な事務のひとつである清掃事業が、平成十二年四月一日より東京都から特別区に移管されました。

## 移管後の清掃事業の運営形態

### ■ごみの収集・運搬

一般廃棄物の収集・運搬については、各特別区による運営がスタートしました。

今後、各特別区は、従来から行っていたリサイクル事業と収集・運搬を一体的に行うことにより、循環型社会の実現を目指していくこととなります。

### ■ごみの中間処理

可燃ごみ、不燃・粗大ごみの中間処理、及びし尿の下水道投流については、四月一日に東京二十三区清掃一部事務組合が設立され、一部事務組合による共同処理が始まりました。

### ■最終処分

最終処分場の確保については、特別区が責任を負うものの、当面は東京都が設置・管理する新海面処分場を使用します。

### ■各特別区・一部事務組合間調整

各特別区及び一部事務組合は、円滑な清掃事業の運営を期するため、四月一日に東京二十三区清掃協議会を設置しました。

今後、各特別区及び一部事務組合間の必要な調整は、清掃協議会が行います。

## 移管後の都区の役割分担等

四月一日以降、清掃事業については特別区が主体に担っていきませんが、各特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会及び東京都の役割分担は、左表のとおりとなります。

## 実施大綱

ぎりぎりまで都区で協議された課題を含め、清掃事業に関しては、「実施大綱」に次のように定められました。

■移管される事務事業の範囲  
都から特別区に移管される事務事業の範囲は、次のとおりです。

- 1) 廃棄物処理法に基づく事務
  - ・一般廃棄物処理計画の策定
  - ・一般廃棄物の処理
  - ・一般廃棄物処理業の許可
  - ・一般廃棄物処理業の許可
  - ・浄化槽法に基づく事務
  - ・浄化槽の設置等の届出
  - ・浄化槽清掃業の許可
  - その他、容器包装リサイクル法等二法の改正に基づく事務が移管されました。
- 2) 清掃事業従事職員の人事制度
  - ・清掃事業の移管に伴う職員の身分取扱いを、概ね次のとおりとしました。

平成十二年三月三十一日現在の

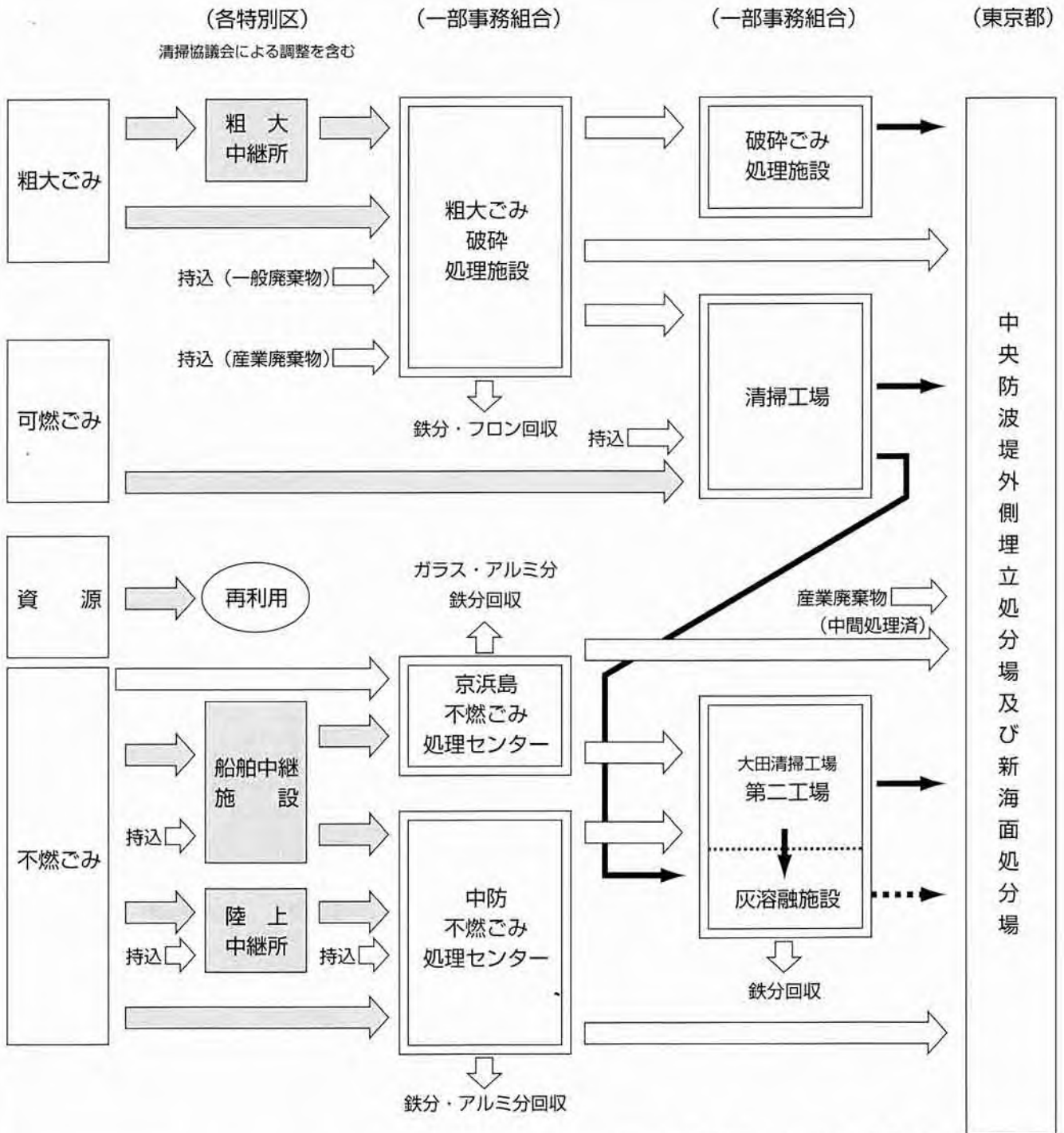
- ・清掃事業従事職員を対象とする。
- ・派遣期間は、平成十二年四月一日から六年間とする。
- ・派遣期間中の勤務条件は、原則として都の勤務条件を適用する。
- ・平成十八年三月三十一日現在、特別区に派遣されている清掃事業従事職員は、同年四月一日付で当該特別区へ身分切替える。等

■清掃事業移管に伴う財産の取扱  
清掃事業の用に供する財産は、原則として、事業運営主体となる各特別区又は一部事務組合に無償譲渡するなど、個別の清掃財産の取扱いが定められました。

移管後の清掃事業における東京都と特別区の役割分担

東京都	特別区		
	各区	東京二十三区 清掃協議会	東京二十三区 清掃一部事務組合
●循環型社会づくりの推進	●一般廃棄物処理計画の策定	●一般廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可等に関する事務 (管理執行事務)	●清掃工場等の整備・管理・運営
●区市町村の廃棄物処理に関する財政的・技術的援助	●分別収集計画の策定	●雇上車両関係事務 (管理執行事務)	●不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の整備・管理・運営
●新海面処分場の設置・管理・運営	●大規模排出事業者等に対する排出指導	●ごみ量予測等の調整	●し尿投入施設の整備・管理・運営 (上記3点には下記を含む)
●産業廃棄物に関する事務	●一般廃棄物処理業の許可及び指導	●廃棄物処理手数料に関する調整	●施設整備計画の策定
●一般廃棄物処理施設の届出及び許可・指導	●ごみ、し尿の収集・運搬・中継作業	●大規模排出事業者に対する排出指導等の調整	●建設、建替、プラント更新、改造
	●ごみの再利用、資源化の推進	●動物死体の処理(飼主等から依頼分)	●焼却灰、スラグ等の輸送
	●容器包装廃棄物の分別収集の実施	●浄化槽の設置の届出及び指導	●清掃工場運営協議会の運営
	●動物死体の処理(飼主等から依頼分)	●浄化槽清掃業の許可及び指導	●発電、余熱利用
	●浄化槽の設置の届出及び指導	●浄化槽保守点検業者の指導	●搬入調整
	●浄化槽清掃業の許可及び指導	など	●あわせ産廃の処理
	●浄化槽保守点検業者の指導		など
	など		

清掃事業移管後のごみの流れについて



※ [ ] については各区の管理する施設  
 [ ] については一部事務組合の管理する施設

→ 焼却灰等      ..... スラグ

# 財政自主権の拡充

## 一 税財政制度改革の趣旨

税財政制度改革は、特別区が基礎的な地方公共団体に位置づけられることに合わせ、それに相応しい財政自主権の強化を図ることを目的として行われました。

その内容は、都から区への税等の移譲、都区財政調整制度の改善、その他の特例措置の改正の3つを柱としています。

今回の改革は、大都市行政の一体性・統一性の確保の観点から引き続き事務配分の特例や課税権の特例が置かれること、都に留保される事務に対応して都区間の財源配分を適切に行う必要があること、税源の偏在が著しい中で大都市の一体性・統一性を確保するため特別区間の行政水準の均衡を図る必要があることから、都区財政調整制度を存続させるなど、大都市制度としての都区制度を踏まえた改正内容となっています。

しかしながら、特別区が基礎的な地方公共団体に位置づけられ、都区間の役割分担の原則が定められたことに合わせて、財政制度面においても区の役割に相応しく、また、都と独立対等の関係となるような改正が行われました。

## 二 税財政制度改革検討の経緯

税財政制度改革については、平成六年に国に提出した「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」の内容を踏まえて、新しい制度の

構築や運用の具体化を図るための検討が進められてきました。

まず、新しい制度の枠組みについては、平成十年五月に地方自治法等の改正、また平成十一年十月には地方自治法施行令等の改正が行われました。

また、新しい制度の運用については、都区間の協議組織である税財政検討会を中心に、平成七年度以降具体化のための検討を進め、平成十年度末にそれまでの検討内容を集約し、都区の合意事項と対立点を整理しました。

平成十一年度においては、この結果を踏まえ、調整すべき課題について引き続き税財政検討会で協議を行い、さらに都区財政調整協議会に引き継いで、新しい財調制度の具体化に向けた協議が行われました。

その結果、都区財政調整協議会で協議がまとまり、またこれを受けて本年二月十日の都区協議会において今後の主要な協議課題の確認も含めた合意がなされています。こうした経緯の中で合意した事項あるいは今後の協議課題として確認した内容を前提に税財政制度改革の概要を整理したものが、実施大綱の税財政分野の内容となっています。

従って、解決された事項として実施大綱に集約されたもののほかに、今後の運用の中で都区間の協議を行うべき事項が残されています。そのうち、特に重要な事項として都区協議会で確認され実施大

## 都と特別区における市町村税等配分のしくみ



## 三 実施大綱(税財政分野)の内容

綱に盛り込まれた五つの課題は表1のとおりです。

実施大綱は、税財政制度の改正点を中心に整理されています。以下は、その主な内容です(表2参照)。

### (一) 固有財源の拡充

都に留保されていた市町村財源を可能な限り移譲するという考えに基づき、入湯税、ゴルフ場利用税交付金及び航空機燃料譲与税が都から特別区に移譲されました。

### (二) 特例措置の見直し

特別区に関する特例として設けられている措置について以下の改正が行われ、都の内部団体性を問われる税財政制度上の特例は一掃されることとなりました。

①法定外普通税の都の同意を廃止する、②特別区たばこ税を都のた

表1

### 都区協議会(平成12年2月10日開催)で確認された今後の主要な協議課題

- 今回の財源配分に反映させない清掃関連経費については、区の財源配分に反映させる課題として整理し、都の実施経費を踏まえて平成17年度までに協議する。
- 今後の小中学校の改築需要急増への対応について、実施状況等を踏まえて協議する。
- 今回の配分割合は、清掃事業について一定期間特例的な対応を図ることを踏まえたものであり、都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については今後協議する。
- 都市計画交付金について、都区双方の都市計画事業の実施状況に見合った配分が行われるよう検討する課題とする。
- 清掃事業の特例的な対応が終了する平成17年度の時点で配分割合の見直しを行うことは当然として、それまでの間、大きな制度改正やどうしても対応できない事態が発生した場合には、配分割合の変更について協議を行う。

## 都区税財政制度改革の概要

「基礎的な地方公共団体」にふさわしい財政自主権の強化

### 都から区への「市」税等の移譲 可能な限りの税源移譲

- 税の移譲 →入湯税
- 都の交付金 →ゴルフ場利用税交付金
- 国の譲与金 →航空機燃料譲与税

### 都区財政調整制度の改善

- 目的、調整財源、交付の基準等を法定化＝法律上の財源保障制度として確立

(目的) ①都と特別区間の財源の均衡化 ②特別区相互間の財源の均衡化 ③特別区の行政の自主的かつ計画的な運営の確保  
(調整財源) ①固定資産税 ②特別土地保有税 ③市町村民税法人分  
(交付基準) 調整税の一定割合の額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように交付

- 総額補てん制度、納付金制度の廃止  
(①交付額が不足する場合は、割り落とし②収入超過分はその区の自主財源)
- 都区間配分の明確化 (調整税の配分割合 44%→52%)
  - ①都区の役割分担に応じた配分  
→都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方は今後協議
  - ②配分の安定 (変更事由の客観化)  
→税財政制度改革、都区の役割分担の変更、その他の事由がある場合のみ変更
- 算定方法等の改善

(主な改正点)  
①都区制度改革、地方分権改革による移管事務等の経費の算定  
②介護保険、国保他制度変更等による経費算定  
③算定方法の改善合理化  
④普通交付金の割合を増大 (95%→98%)、特別交付金の割合を縮小

### その他の特例措置の改正 内部団体性を問われる制度を一掃

- 法定外普通税に係る都の同意の廃止
- 起債制度の改善 (当面、起債許可制度が存続する期間)
  - ①起債許可権者の変更 (自治大臣→都知事)
  - ②起債許可要件の改善 (都の税率が影響する範囲を調整税に限定)
- 特別区たばこ税賦課徴収の独立化

### 都区協議会の存置

- 都区財政調整等に関する対等な立場での協議機関として運営

②配分割合の変更  
今後、配分割合については、できる限り安定化させる観点から、税財政制度改革、都区の役割分担の変更、その他の事由がある場合に変更することとなります。

③調整税の減収対策  
恒久的な減税の実施に伴う減収及び年度途中

ばこ税と併せて賦課徴収する特例を廃止し、特別区が直接賦課徴収する、③地方債の許可権者を自治大臣から都知事に改める、④特別区の起債制限に影響を与える都税の範囲をすべての都税から調整税のみに改める。

(三) 都区財政調整制度の改正  
都区財政調整制度は、前述した理由で存続することとなりました。ただし、その基本的事項が地方自治法に規定され、法律上の財源保障制度として明確に位置づけられました。また、この改正に合わせ、具体的な運用を定める政令や条例等の改正が行われました。

従来地方自治法施行令に全面的に委ねられていた都区財政調整制度は、その目的、調整財源、交付の基準等の基本的事項が地方自治法に規定されました。また、調整財源が調整三税のみと規定され、総額補てん制度及び納付金制度が廃止されました。

改正の結果、都区財政調整制度は、都と特別区の独立対等性を担保しつつ、特別区の財源を安定的に確保する法定の財源保障制度として明確に位置づけられました。

①調整税の配分割合  
新しい配分割合は、五十二％となりました。これは、十一年度までの配分割合(四十四％)を基本に、都区制度改革による清掃事業等の事務移管や国保事業の特例措置の廃止をはじめ、地方分権改革、

介護保険制度の実施その他の制度変更等に伴う変動を加味したものです。

### 地方自治法

(特別区財政調整交付金)

第282条 都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令の定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。

2 前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第5条第2項に掲げる税のうち同法第734条第1項及び第2項第3号の規定により都が課するものの収入額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金をいう。

における調整税の減収に対しては、特別区が直接適用を受ける補てん措置がないため、代替措置として東京都区市町村振興基金を通じて都が各区に貸付を行うこととなります。

ウ 区間配分に関する事項  
①普通交付金  
普通交付金の額は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える額とする。これは、旧制度と同じですが、各特別区の財源不足額の合算額が普通交付金の総額を超える場合は、総額に合わせる調整(割捨てし)を行うこととなります。

②基準財政収入額  
移譲された財源を算定項目に追加するほか、算定方法を見直し、過去の決算額に基づく標準算定を行うこととなります。

③基準財政需要額  
事務移管その他の制度変更等に伴う需要算定の見直しが行われたほか、従来の算定方法についても簡素化、標準化、補正内容の見直し等の改善合理化を図っています。

④特別交付金の見直し  
従来算定していた大規模臨時、特例的事業を普通交付金の算定に移行し、交付金総額に占める割合を、五％から二％に改めています。

(四) 都市計画交付金の見直し  
特別区の実施する都市計画事業に対して都が交付する都市計画交付金の総額が増額され、対象事業の統合及び拡充が行われています。

(特別区協議会調査部)

# 東京二十三区清掃一部事務組合の設立及び 東京二十三区清掃協議会の設置

## 東京二十三区清掃一部事務組合 設立される

特別区は、平成十二年四月一日に、可燃ごみ、不燃・粗大ごみの中間処理及びし尿の下水道の投流について共同処理を行うため、東京二十三区清掃一部事務組合を設立しました。

これは、今回の都区制度改革の一環である清掃事業の移管に際し、特別区において一部事務組合を設立し、可燃ごみの中間処理、不燃・粗大ごみ、し尿の中間処理について共同で行うこととされたことによるものです。

四月一日から、同組合では、約一、五〇〇人の体制のもと、次の事務処理を行っています。

- ① 可燃ごみの焼却施設（当該施設と一体の溶融固化施設及びごみ運搬用パイプライン施設を含みます）の整備及び管理運営
- ② ①以外のごみ処理施設の整備及び管理運営



東京二十三区清掃一部事務組合協議会臨時会（4/1）

③ し尿を公共下水道に投入するための施設の整備及び管理運営

なお、①の可燃ごみの焼却施設の整備及び管理運営については、平成十七年度末日を目途に関係特別区が協議し、関係特別区による当該事務の安定的処理体制の確立をもって、共同処理を廃止するものとなりました。

今回、同組合の設立に関して、平成十二年四月一日に組合議会の臨時会が、区政会館八階大会議室で開催され、関係条例等（左表のとおり）が審議・議決されました。また、同組合の議会及び執行機関のそれぞれの職は下表のとおりとなりました。

（東京二十三区清掃一部事務組合  
企画広報室）

### 一部事務組合関係条例等一覧

- ・東京二十三区清掃一部事務組合議会議長選挙
- ・東京二十三区清掃一部事務組合議会議事規則
- ・東京二十三区清掃一部事務組合議会委員会条例
- ・東京二十三区清掃協議会の設置について
- ・東京二十三区清掃一部事務組合議会常任委員の選任について
- ・東京二十三区清掃一部事務組合副管理者の選任同意について
- ・東京二十三区清掃一部事務組合収入役の選任同意について
- ・東京二十三区清掃一部事務組合監査委員の選任同意について
- ・東京二十三区清掃一部事務組合組織条例
- ・東京二十三区清掃一部事務組合職員定数条例
- ・東京二十三区清掃一部事務組合副収入役設置条例
- ・東京二十三区清掃一部事務組合監査委員条例
- ・東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例
- ・東京二十三区清掃一部事務組合情報公開条例
- ・東京二十三区清掃一部事務組合議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- ・東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料等に関する条例
- ・東京二十三区清掃一部事務組合非常勤監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例
- ・東京二十三区清掃一部事務組合職員の分限に関する条例
- ・東京二十三区清掃一部事務組合職員の定年等に関する条例
- ・東京二十三区清掃一部事務組合職員の懲戒等に関する条例
- ・東京二十三区清掃一部事務組合職員の服務の宣誓に関する条例
- ・東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例
- ・東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例
- ・平成12年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算
- ・平成12年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について
- ・負担付きの贈与の受領について  
ほか36件

### 【議会】

議長	大泉 時男	杉並区議会議長
副議長	鈴木たけし	港区議会議長
総務・事業委員長	高橋 侃	葛飾区議会議長
同副委員長	永井 敬臣	大田区議会議長
財務委員長	小沢弘太郎	新宿区議会議長
同副委員長	小池ひろし	中野区議会議長
運営委員長	藤沼 壮次	足立区議会議長
同副委員長	吉野 和子	渋谷区議会議長

### 【執行機関】

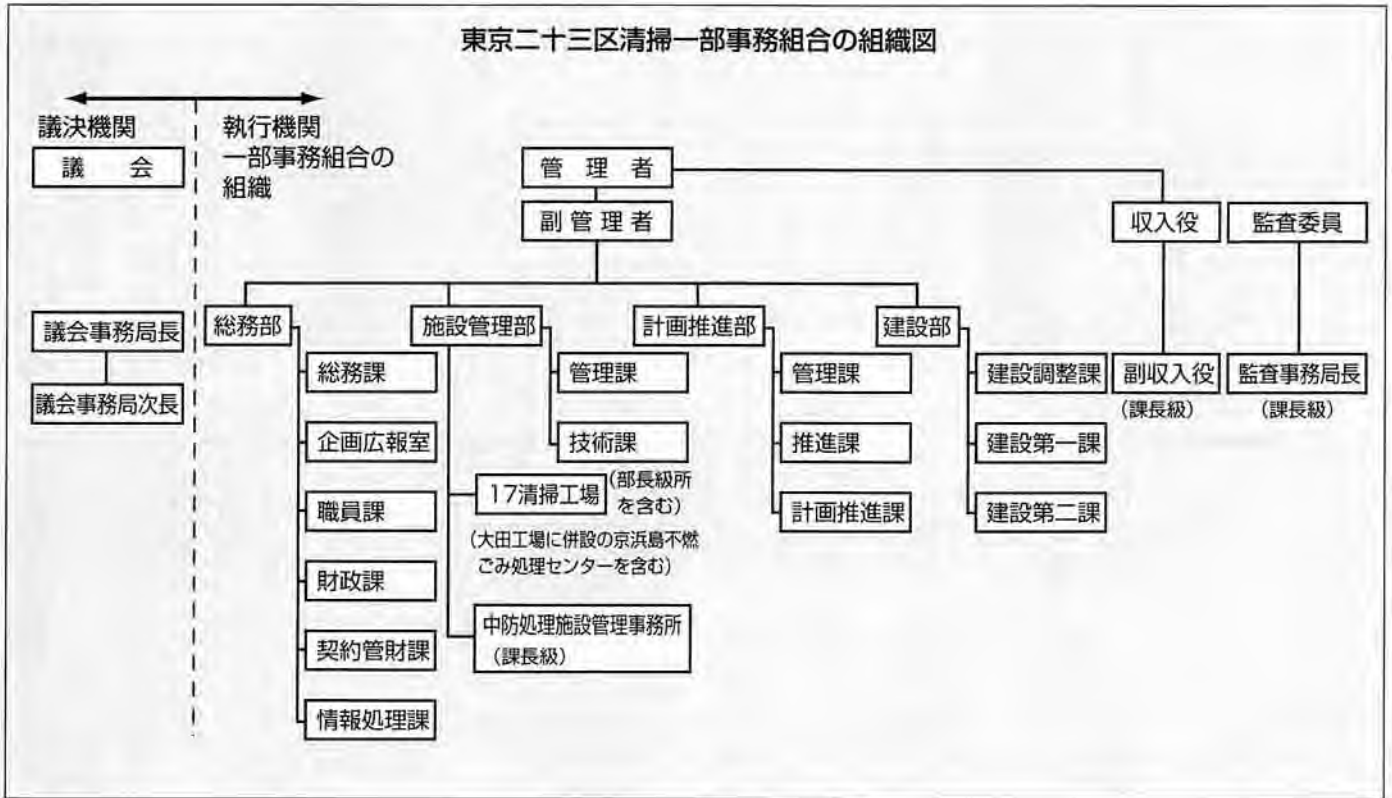
管理者	西野 善雄	大田区長
副管理者	石塚 輝雄	板橋区長
副管理者	竹尾 格	
収入役	樽松 健	
代表監査委員	山本 仁衛	
監査委員	矢田 美英	中央区長
監査委員	熊木 壽夫	台東区議会議長

### 東京二十三区清掃一部事務組合議会議事臨時会のお知らせ

五月十八日 十五時（於：区政会館本館8階大会議室）開催

（議事担当 TEL 5210-9730）

東京二十三区清掃一部事務組合の組織図



## 東京二十三区清掃協議会設置される

同日、特別区は清掃事業の円滑な運営を期するため、各特別区及び一部事務組合間において必要な調整を行うため、二十三特別区に東京二十三区清掃一部事務組合を加え、東京二十三区清掃協議会を設立しました。

同日に開催された協議会では、会長に西野善雄氏（大田区長）が選任されました。

同協議会では、四月一日から、次の事務を行っています。

### (管理執行事務)

① 一般廃棄物処理業の許可、浄化槽清掃業の許可及び浄化槽保守点検業者の登録並びに許可及び登録に係る手数料の徴収に関する事務

② 廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務  
管理執行事務とは、協議会が各区長の名において事務の管理執行を行い、その結果、それぞれ各区長が行ったものとして効力が生じるものとされる事務をいいます。

### (連絡調整事務)

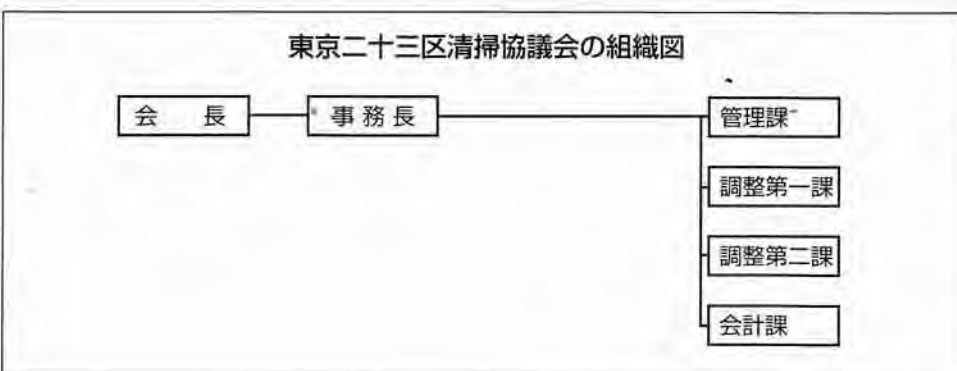
① 一般廃棄物処理計画及び分別収集計画の策定に関する事務  
② 廃棄物の収集及び運搬に係る作業計画の策定に関する事務  
③ 大規模排出事業者に対する排出指導その他排出に係る指導に関する事務

連絡調整事務とは、各区長の権

限に属する事務の管理執行について連絡調整を図るものですが、その連絡調整自体には何ら法的効果を生じないものです。  
同協議会の組織は、次のとおりとなっております。

東京二十三区清掃協議会  
電話 (5361) 3660

東京二十三区清掃協議会の組織図





# 東京二十三区清掃一部事務組合 東京二十三区清掃協議会 平成12年度予算決まる

## ◆東京二十三区清掃一部事務組合 ◆予算概要◆

平成十二年度の東京二十三区清掃一部事務組合の一般会計当初予算は、歳入歳出予算総額九百六十七億八千五百五十万一千円です。(下図参照)

### 歳入

歳入は、廃棄物処理手数料などの特定財源と二十三区からの分担金で構成されています。

まず手数料は、事業者が清掃工場等へ持込む廃棄物処理手数料百二十九億円余を計上しました。

さらに、清掃工場の建設などに係る国庫補助金八十七億円余、電力等のエネルギー売払収入として三十二億円余、清掃工場等の整備のため組合債を三百十八億円余を計上しました。

この結果、一般財源に相当する二十三区からの分担金は三百八十七億三千六百九十九万九千円となりました。

### 歳出

主な歳出は次のとおりです。

#### 議会費

千四百六万三千円

議会の運営に要する経費です。

#### 総務費

五十億千四百四十四万九千円

総務関係職員費のほか、庁舎管

理費、情報処理経費、監査委員費等に要する経費です。

#### 清掃費

九百十三億七千七百五十三万六千円

東京二十三区清掃一部事務組合の主な事務に要する経費ですが、「清掃費」と「施設整備費」からなります。

#### 清掃費

四百四十億千八百五十六万二千円

「清掃費」には、ごみ処理等に係る職員人件費、ごみの焼却作業、不燃・粗大ごみの処理、し尿処理に要する経費を計上しました。

#### 施設整備費

四百七十三億五千八百九十七万四千円

「施設整備費」には、清掃工場の建設経費、プラント更新に要する経費、ダイオキシン類削減対策に要する経費のほかに、不燃・粗大ごみ処理施設の整備に要する経費を計上しました。(表1参照)

#### 公債費

七千九百四十五万三千円

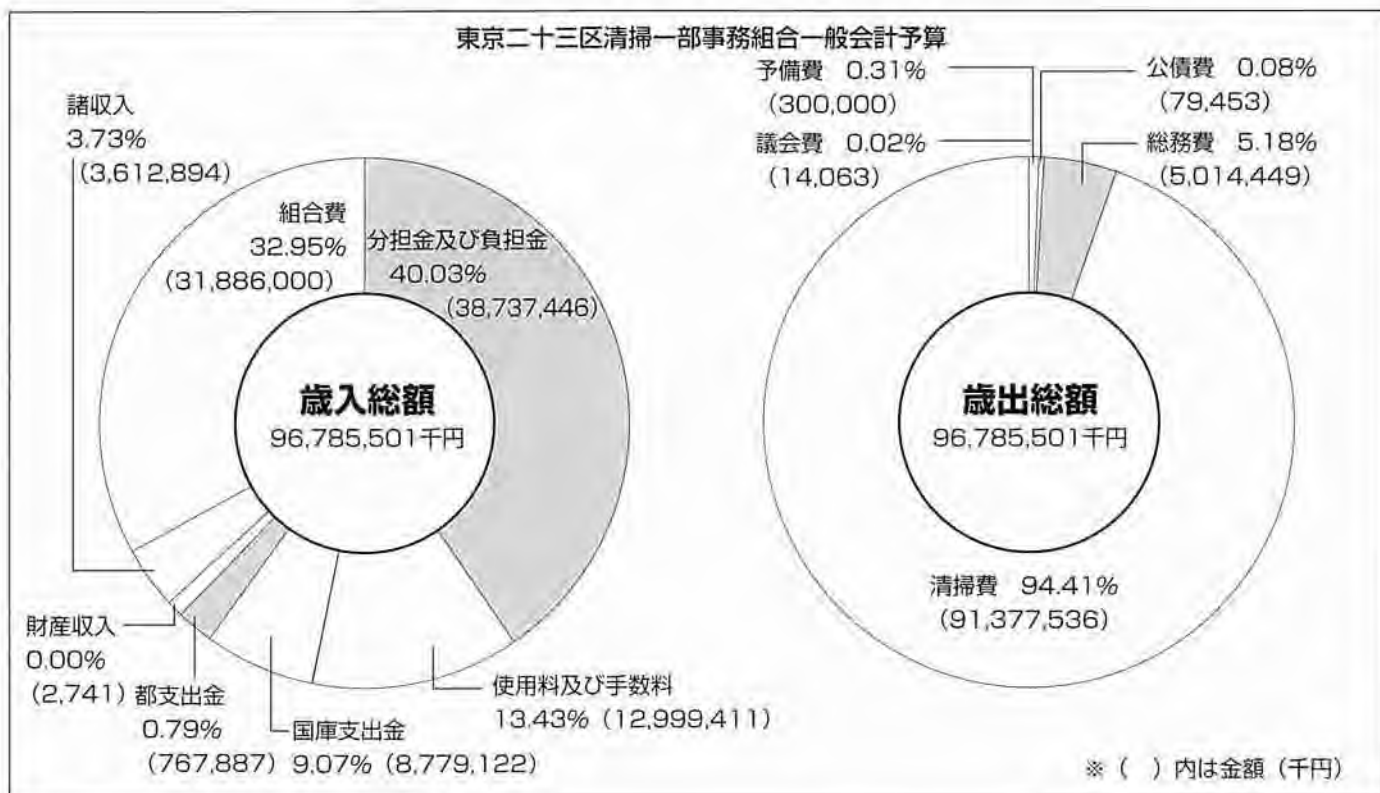
一時借入金の上に要する経費です。

#### 予備費

三億円

予算外の支出等にあてるため、あらかじめその用途を特定しないで計上する経費です。

東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算



(表1) 施設整備費(内訳)

項目	内容	対象工場	予算額(千円)
1 清掃工場の建設	新設工場として渋谷地区清掃工場・中央地区清掃工場を開設するとともに、既存工場についても外構工事・植栽工事の整備等を行う。	渋谷地区、中央地区、北、新江東、世田谷豊島各清掃工場等	26,316,108
2 清掃工場のプラント更新	清掃工場の焼却プラント更新にかかる工事及び環境調査等を行う。	多摩川、板橋、足立、葛飾、大井各清掃工場	10,780,848
3 灰溶融施設の建設	灰溶融施設建設のための影響調査を行う。	中防灰溶融施設	6,908
4 清掃工場のダイオキシン類削減対策	排ガス中のダイオキシン類濃度を法定数値以下に保つための工事を行う。	練馬、光が丘、杉並、大田(第一)、大田(第二)、大田(灰溶融施設)、目黒各清掃工場	9,946,650
5 不燃ごみ処理施設の整備	不燃ごみ処理施設の外構工事等を行う。	中防不燃ごみ処理施設	7,500
6 粗大ごみ処理施設の整備	粗大ごみ処理施設の改修工事を行う。	粗大ごみ破碎処理施設	300,960

(表2) 平成12年度 東京二十三区清掃協議会歳入歳出予算

(歳入)

款	項	金額(千円)
負担金	負担金	70,840
諸収入		2
	預金利子	1
	雑入	1
歳入合計		70,842

(歳出)

款	項	金額(千円)
総務費		70,842
	総務管理費	8,523
	管理執行費	10,907
	連絡調整費	51,412
歳出合計		70,842

◆東京二十三区清掃協議会  
◆予算概要◆

平成十二年度の東京二十三区清掃協議会の歳入歳出予算総額は、七千八十四万二千円です。(表2参照)

歳入

歳入のうち各区からの負担金は七千八十四万円です。

歳出

歳出は、「総務費」のみですが、

①総務管理費②管理執行費③連絡調整費からなります。総務管理費には、協議会の運営に要する経費を計上しています。管理執行費には、一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業の許可事務等に要する経費を計上しています。連絡調整費には、清掃事業の啓発、事業者への排出指導、及びごみ減量キャンペーンなどのリサイクル推進に係る経費を計上しています。

# 平成12年4月1日 組合教育委員会が発足

平成十年五月八日に「地方自治法等の一部を改正する法律（都区制度改革関連法）」が公布され、平成十二年四月一日に教育事務や清掃事業等が都から特別区に移管されました。

都区制度改革関連法による「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第五十九条の廃止に伴い、これまで同条の規定により、都の教育委員会が処理することとされていた「区立学校の教育職員の任用その他の身分取扱い、教育課程及び教科書その他の教材の取扱いに関する事務」が特別区の教育委員会に移管されました。このうち、幼稚園教育職員の身分取扱いに関する事務の一部については特別区人事・厚生事務組合に教育委員会を設置して共同処理することになりました。

平成十二年四月一日に発足した特別区人事・厚生事務組合教育委員会では、各区教育委員会と連携を図りながら、共同処理する事務を円滑かつ適正に執行していきます。

## 共同処理する事務

組合教育委員会では幼稚園教育職員に関する次の五つの事務を共同処理します。

- 採用に係る選考に関する事務
  - ①二十三特別区が採用する幼稚園教員の採用候補者選考
  - ②幼稚園教員の妊娠出産休暇・育児休業取得に伴う臨時的任用

教員の採用候補者選考  
※任用事務は各区教育委員会で行います。

## ●管理職昇任選考に関する事務

- ①園長昇任選考
- ②教頭昇任選考

## ●人事交流に関する連絡調整事務

園長・教頭・教諭の区相互間の人事交流に関する連絡調整事務

## ●二十三特別区共同で実施する研修に関する事務

- ①新任管理職（園長・教頭）研修
- ②専門（園長・教頭）研修

※このほかの幼稚園教育職員の研修は、各区教育委員会及び都立教育研究所等で実施します。

## ●任用及び給与その他の勤務条件の基準に関する事務

（二十三区共通の勤務条件（幼稚園教育職員に係る共通基準十八項目）に関する企画立案事務

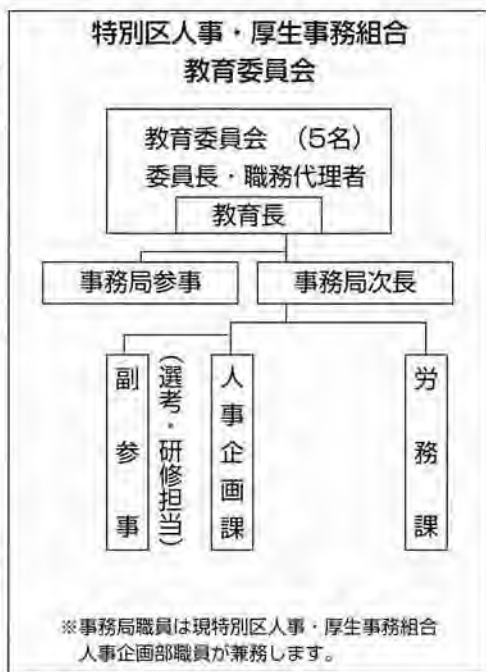


第1回組合教育委員会（4/1）

## 組合教育委員会の構成

組合教育委員会は五名の委員をもって構成され、組合議会の同意を得て、組合管理者が任命します。組合教育委員会には各区の教育委員会と同様に、委員長、委員職務代理者、教育長が置かれます。この五名の委員は二十三区の教育長の中から選出され、組合教育委員会の委員を兼職することになりました。

なお、事務局については、教育長の下に次長、その下に人事企画課、労務課が設置されました。また、選考・研修に関する事務については、幼稚園教育に関する専門的な知識や経験が要求されることから、教育現場・教育行政に精通した副参事を配置しました（組織図参照）。



## 組合教育委員会委員

職名	氏名
委員長	井澤 一弘 (千代田区)
委員長職務代理者	保野晋一郎 (文京区)
委員	子安 圭三 (中野区)
委員	青井 千尋 (足立区)
教育長	平尾 眞 (目黒区)

# 小中学校等の労働基準監督事務が 特別区人事委員会に

都区制度改革により、「地方公務員法第五八条第五項」に基づく特別区人事委員会の労働基準監督機関としての職権行使の及ぶ範囲が拡がりました。

これまでは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の都に関する特例（第五十九条）により、区立学校の県費負担職員及び幼稚園教諭については、東京都人事委員会が職権行使をしていましたが、本年四月一日から、都に関する特例規定が削除され、特別区人事委員会が行使することとなりました。

すなわち、区立幼稚園及び小中学校等（別表参照）に勤務する職員（単純労働職を除く）が、労働基準法、労働安全衛生法及び条例等（以下「法」という。）に準拠して勤務条件が履行されているか調査・監督する事務及び法に基づく許認可事務を特別区人事委員会が行います。

職権行使の主なものとしては、職員の勤務条件（勤務時間・休暇・休日等）及び執務環境が法に抵触していないかどうか、学校等に立入り調査・監督を行う「定期監督」、職場における職員の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境が形成されているか調査・監督を

行う「事務室の環境調査」、「有害物調査」、「ボイラー等の検査」が有ります。

今後、職権行使の実施又は申請等の提出に際しては、ご協力をお願いいたします。（特別区人事委員会）

また、即時解雇又はボイラー等の設置などの事実発生により、法に基づく許認可申請・報告の提出先が、特別区人事委員会となります。

区立学校の設置数及び職員数

平成11年5月現在

区名	学校数	県費職員（幼稚園教員含む）			区費職員（幼稚園教員除く）			合計	ボイラー等	
		教員	その他	計	一般職	単労職	計		学校数	基数
千代田	21	292	19	311	7	108	115	426	3	5
中央	36	414	20	434	6	222	228	662		
港	52	595	49	644	15	344	359	1,003		
新宿	77	896	70	966	15	372	387	1,353		
文京	42	636	49	685	18	197	215	900	1	1
台東	48	685	55	740	16	85	101	841		
墨田	49	796	68	864	21	236	257	1,121		
江東	98	1,460	123	1,583	31	551	582	2,165		
品川	67	1,101	87	1,188	65	328	393	1,581	5	23
目黒	39	687	52	739	18	290	308	1,047		
大田	102	2,056	151	2,207	64	699	763	2,970	1	3
世田谷	107	2,126	132	2,258	94	692	786	3,044		
渋谷	39	518	43	561	23	276	299	860		
中野	47	890	67	957	46	362	408	1,365		
杉並	75	1,442	103	1,545	69	537	606	2,151	1	5
豊島	43	700	62	762	29	230	259	1,021		
北	74	1,178	101	1,279	21	312	333	1,612		
荒川	45	658	58	716	14	189	203	919		
板橋	84	1,733	148	1,881	28	524	552	2,433		
練馬	108	2,371	151	2,522	61	741	802	3,324		
足立	120	2,496	214	2,710	63	410	473	3,183		
葛飾	83	1,642	140	1,782	31	640	671	2,453		
江戸川	111	2,360	192	2,552	87	745	832	3,384		
合計	1,567	27,732	2,154	29,886	842	9,090	9,932	39,818	11	37

資料：東京都「学校基本調査報告 平成11年度」東京都「平成11年度東京都公立学校一覧」ただし区立養護学園（健康学園を含む）を除く

## 清掃一部事務組合の 公平委員会の事務、 特別区人事委員会を受託

特別区人事・厚生事務組合議会臨時会が、四月一日に召集されました。

案件は規約案一件で、地方公務員法第七条第四項の規定に基づき、東京二十三区清掃一部事務組合の公平委員会の事務を本組合の特別区人事委員会を受託するにあたり、議会の議決を経て規約を定める必要があることから議会に提出されたものです。

審議の結果、原案どおり可決されました。

（特別区人事・厚生事務組合総務部）

## 特別区人事委員会 委員に天野氏就任



天野 房三氏  
平成十二年二月十六日に開会された平成十二年第一回特別区人事

・厚生事務組合議会において、新しい特別区人事委員会委員として、天野房三氏（元渋谷区長）の選任が同意され、平成十二年四月一日、就任されました。

なお、栗原敬三氏は、平成十一年三月三十一日をもって、特別区人事委員会委員を退任されました。（特別区人事委員会）

○都と特別区、都道府県と市町村に関する規定の対比

都と特別区に関する規定	都道府県と市町村に関する規定
<p>○地方自治法 (特別区) 第281条 都の区は、これを特別区という。 2 特別区は、法律又はこれに基づく政令により都が処理することとされているものを除き、地域における事務並びにその他の事務で法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされるもの及び法律又はこれに基づく政令により特別区が処理することとされるものを処理する。 (都と特別区との役割分担の原則) 第281条の2 都は、特別区の存する区域において、<u>特別区を包括する広域の地方公共団体として、第2条第5項において都道府県が処理するものとされている事務及び特別区に関する連絡調整に関する事務のほか、同条第3項において市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理するものとする。</u> 2 特別区は、<u>基礎的な地方公共団体として、前項において特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に、第2条第3項において市町村が処理するものとされている事務を処理するものとする。</u> 3 都及び特別区は、その事務を処理するに当たっては、相互に競合しないようにしなければならない。 (特別区財政調整交付金) 第282条 都は、<u>都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令で定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。</u> 2 前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第5条第2項に掲げる税のうち同法第734条第1項及び第2項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都が課するもの(※1)の収入額と(中略※2)と地方税法附則第66条第3項の規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額(※3)との合算額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金をいう。 (※1)固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税 (※2)法人事業税交付対象額 (※3)令和8年度までに限る。 (都区協議会) 第282条の2 都及び特別区の手続の処理について、<u>都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図るため、都及び特別区をもつて都区協議会を設ける。</u> 2 前条第1項又は第2項の規定により条例を制定する場合においては、都知事は、あらかじめ都区協議会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>○地方自治法 (地方公共団体の法人格とその事務) 第2条 2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。  5 都道府県は、<u>市町村を包括する広域の地方公共団体として、第2項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。</u> 3 市町村は、<u>基礎的な地方公共団体として、第5項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。</u> 4 市町村は、前項の規定にかかわらず、次項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模又は能力に応じて、これを処理することができる。 6 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当たっては、相互に競合しないようにしなければならない。  ○地方交付税法 (この法律の目的) 第1条 この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、<u>その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによつて、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。</u> (用語の意義) 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 地方交付税 第6条の規定により算定した所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれの<u>一定割合の額で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように国が交付する税をいう。</u> (都の特例) 第21条 都にあつては、道府県に対する交付税の算定に関してはその全区域を道府県と、市町村に対する交付税の算定に関してはその特別区の存する区域を市町村と、それぞれみなして算定した基準財政需要額の合算額及び基準財政収入額の<u>合算額をもつてその基準財政需要額及び基準財政収入額とする。</u></p>